



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Afghanistan, Australia, Dominican Republic, Fiji, Jordan, Maldives, Marshall Islands, Mongolia, Republic of Korea, Samoa, State of Palestine

第25回ローマ規程締約国会議は、

国際刑事裁判所（ICC）が、集団殺害犯罪・人道に対する犯罪・戦争犯罪・侵略犯罪という最も重大な犯罪について、不処罰の連鎖を断ち切り被害者に正義と回復をもたらすために設立された、常設かつ独立した最後の砦であることを強調し、

これらの重大犯罪が処罰されないまま放置されてはならないという国際社会の決意と、各国がその刑事管轄権を行使する義務を有する原則を再確認し、

協力の欠如が、締約国のローマ規程第86条以下に定める全面的協力義務と、国際協力をめぐる政治的現実との間の構造的な緊張から生じていることに留意し、

特に小国において、政治的発言権の強い大国との関係により、ICCへの貢献に対して肯定的なもの、十分には協力し得ない国がいることを認識し、

ローマ規定 条を想起し、（サイバー抵触）

特権免除協定（APIC）の締約国の少なさに深い憂慮を抱いて言及し、

近年のAIおよびデジタル技術により捜査が進みやすくなっている現状、例えば、証拠収集能力の向上が挙げられることを認識し、

安全保障理事会からICCへ付託される事案においても捜査関係費がICCの予算を用いていることを遺憾に思いながら言及し、

ICCの管轄犯罪における被害者へのケアおよび補償が十分でない現状を遺憾に思いながら言及し、

地域で連携した支援により被害者の回復を目指す必要があることを認識し、

積極的補完性を元にした法的・金銭的ICCからの支援および締約国との共同プロジェクトの影響評価が十分に行えていない現状を遺憾に思いながら言及し、

緊急時の特に資金面におけるレジリエンスが不十分であることを遺憾に思いながら言及し、

締約国主体の法整備のための支援の意義を強調し、

既存の基金の貢献性を認識し、

証拠としてICCが得た情報が適切に用いられていない現状を遺憾に思いながら言及し、

多くの銀行がICC職員を侵害する国家主権に従うことにより、圧力が形をなしてしまっている現状を遺憾に思いながら言及し、

締約国が情報共有のための設備を整備し地域単位での協力枠組みを発展させてきたこと、およびインターポールが逃亡被疑者の捜索・警察情報の交換を通じて重要な貢献を果たしてきたことに満足を示し、

事件に関する情報共有のための設備を整備してきた締約国の努力、および地域単位での情報共有の効率性を認め、

最も深刻な国際犯罪に対する不処罰を根絶し、

国際刑事裁判所（ICC）が、集団殺害犯罪・人道に対する犯罪・戦争処罪・侵略犯罪という最も重大な犯罪について、不処罰の連鎖を断ち切り被害者に正義と回復をもたらすために設立された、常設かつ独立した最後の砦であることを強調し、

国際社会における「法の支配」を維持するための不可欠な柱として、国際刑事裁判所（ICC）が果たす役割を認識し、

判決後の刑の執行を支える国が多くなることでICCの実効性が強化されることを認識し、

非協力は裁判所の正当性に対する重大な戦略的リスクであることを認識し、

国内の司法制度強化することに&って協力調査の推進も進むことを認識し、

地域的枠組みは、情報の共有、技術支援などを通じてICCの履行を補完する不可欠な要素であることを認識し、

地域機構との調和は、対話を通じて、地域の主体性と国際刑事司法との両立が図られるべきであることを再確認し、

引き続き、全ての国が裁判官・検察官の擁立の機会に携わることができる環境を作る必要があることを認識し、

被害者への賠償責任が個人の刑事責任に基づくべきであるという原則を再確認し、

これらの重大犯罪が処罰されないまま放置されてはならないという国際社会の決意と、各国がその刑事管轄権を行使する義務を有する原則を再確認し、

協力の欠如が、締約国のローマ規程第 86 条以下に定める全面的協力義務と、国際協力をめぐる政治的現実との間の構造的な緊張から生じていることに留意し、←特に小国において、政治的発言権の強い大国との関係により、ICCへの貢献に対して肯定的なものの、

十分には協力し得ない国がいることを認識し、←ローマ規定 条を想起し、（サイバー抵触）

特権免除協定（APIC）の締約国の少なさに深い憂慮を抱いて言及し、←近年のAI およびデジタル技術により捜査が進みやすくなっている現状、例えば、証拠収集能力の向上が挙げられることを認識し、

安全保障理事会から ICCへ付託される事案においても捜査関係費がICCの予算を用いていることを遺憾に思いながら言及し、

1. ローマ規定 条を根拠として、大規模なサイバー攻撃をICCの取り組むべき犯罪として類型化することを強調する；
2. 締約国に対し、APICへの参加を検討することを要請する；
3. ICCに対し、AIデジタルシステムを活用することにより捜査をおこなう要請する；
4. 国連総会に対し、安保理からの付託時は国連から一定の資金を拠出することを検討するよう要請する；
5. ICCに対し、犯罪被害者への支援を一定、予算に組み込むことを要請する；
6. TFVはどうなった

7. 締約国に対し、積極的補完性に基づく支援および共同プロジェクトを受けた場合は、その影響評価を締約国会議（ASP）に提出することを要請する；
8. CBF
9. 締約国に対し、将来の安定した予算確保のため、法制度が整っていない国に対して、以下の支援をおこなうよう要請する
 - a. 能力構築の支援
 - b. 法律人材の派遣
 - c. ノウハウの提供
10. 法整備のガイドラインをモデルに提供する
11. 締約国会議は以下の基金の設立を決定する：
 - a. ICCが自ら運用をおこなうための基金
 - b. 分担金以外の資金の調達方法としての民間からの使途を制限しない寄付制度
12. 被害者のための基金をより積極的に活用することを強調する；
13. ICCに対し、SNS、動画、衛生画像といった情報を適切に管理することを要請する；
14. 締約国に対し、銀行が国家権力のICC職員へ圧力を課すことを意図した場合、銀行自身が抵抗する必要があるという内容の法律を制定することを奨励する；
15. 締約国および裁判所に対し、引き続き次の方法によって情報共有を強化するよう要請する：
 - a. 証拠および被疑者の所在に関する情報を安全に交換するための情報網を整備・維持すること、
 - b. 地域機構および地域的司法協力の枠組みを活用し、地域単位での情報共有と捜査協力を促進すること、
 - c. インターポールとのこれまでの連携の成果に満足を示しつつ、裁判所に対し、逃亡被疑者の捜索および警察情報の交換に関する連携を、その実運用の面において強化し、協力の対象範囲を適切に拡大するよう強調すること
16. 締約国が主体となって法整備が整っていない国に対して、将来的支援を行うことを要請する。
17. 裁判所へのサイバー攻撃を非難する。
18. 裁判官・検察官の選考プロセスからの政治的意図の排除、能力ベースの選考、特定国の過度な擁立防止の必要性を強調する。
19. ICC職員に対する個人制裁を「法の支配に対する直接的攻撃」と強調する。
20. 枝文；サイバー攻撃はローマ規程第70条（司法に対する罪）違反であると強調する。
21. 締約国に対し、特権免除協定（APIC）を批准し、国内で実施するよう要請する。
22. 書記局に対し、不当な扱いや外部からの圧力・制裁を受けたICC職員に対しても、身体的・心理的保護をするよう検討することを要請する。
23. 検察官局に対し、OTP LinkやOTP eDiscoveryなど、AI・デジタル証拠収集・分析ツールの更なる強化を要請する。
24. 締約国に対し、国連総会において、規程第115条（b）の実施を追求するために非締約国も交えた公

式な対話を設定するよう要請する；

25. ICCの財政的自立と永続的運用のために、非締約国も資金を拠出する必要性を強調する；
26. 予算財政委員会に対し、重大事件発生時、任意拠出の被害者救済基金（TEV）に加え、締約国からの拠出金を被害者救済目的で使用するよう要請する。枝文5締約国に対し、特権免除協定（APIC）を批准し、国内で実施するよう要請する；
27. 締約国に対し、逮捕協力の実行力向上のためにも、国家主権を尊重しつつ、ローマ規定の第88条、第70条を遵守することを促す；
28. 国際犯罪に関する国内の捜査・訴追機関の設置及びその取り組みの奨励。余裕のある国に対し、それを恒久的な専門ユニットへと昇華させることを奨励する；
29. 締約国が自国の司法において重大犯罪を捜査・訴追する第一次的責任を果たすことで、ICCの不必要な負担が軽減されることを強調する；
30. 検察官事務所（OTP）に対し、透明性と説明責任の向上のために介入の是非を検討する「予備的審査」の進捗について、事態ごとの詳細な年次報告書を復活させるよう要請する；
31. 加盟国に対し、インターポールと国内のNCBとの連携強化を要請する。加えて、国内警察と国家中央局の連携強化も要請する；
32. ハーグ作業部会に対し、未執行の逮捕状の実施に向けた具体的障害の特定と解決策の策定のため、「補完性と協力に関する方針（2024）」に基づき設置されたフォーラムを定期開催することを要請する；
33. フォーラムを定期開催することで執行の障害に対する「外交的・法的な対応策」や「国内法整備の技術支援」などをパッケージで策定することが期待されることを強調する；
34. 以下の任意協定に未締結国に対し、締結を検討するよう奨励する：
 - a. 刑の執行協定,
 - b. 暫定釈放に関する協定,
 - c. 最終的な釈放に関する協定,
 - d. 証人保護に関する協定；
35. 第97条に基づく協議を経てもなお、合理的理由なき不履行が続いた場合、締約国会議（ASP）は決議に基づき非協力国の主要役職への就任資格の一時停止の措置を検討することを奨励する；
36. 締約国に対し、各国の協力状況の計測の推進のため、書記局による協力調査票に回答するよう要請する；
37. 締約国に対し、技術支援、能力開発（キャパシティ・ビルディング、対話を通じて、国際刑事裁判所（ICC）との自主的な守および協力的とし、非協力国に対してインセンティブに基づく政策を実施し支払いを奨励する；
38. 締約国に対し、非協力国が国際刑事裁判所との協力における構造自克服できるよう支援するため、外交的・経済的・技術的支援を盛りエンティブ・枠組みを構築することを奨励する。